NEWS88

~ 少年院-少年の立ち直りを支える施設- ~



前回は、刑務所について御紹介しました。今回は、少年院について、御紹介します。

少年院とは

少年院は、家庭裁判所により少年院送致の保護処分として決定を受けた少年を収容する施設です。四国には、四国少年院、丸亀少女の家、松山学園の3つの少年院があります。

少年院は、おおむね12歳から20歳※までの少年を収容しています。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。

※家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます。



少年院では、少年法の健全育成の理念のもと、在院者の改善更生と円滑な社会復帰のため 「矯正教育」と「社会復帰支援」 を行っています。



矯正教育

矯正教育は、在院者の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、 特別活動指導を組み合わせて行います。

※教育内容は少年院によって異なります。

生活指導

自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための 指導を行います。

例えば、在院者一人一人に「個別担任」として担当の法務教官がつき、非行内容や家族関係、非行に至った本人の問題点などについて1対1で繰り返し面接を行いながら指導する個別面接のほか、集団討議やSST(対人行動能力を向上させるための訓練)等の各種指導が行われています。



個別面接



教科指導

職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を行います。 例えば、就労や職場定着のために必要な知識や技能の習得を図るため、ビジネスマナーや対人関係円滑化指導、パソコン操作能力の向上等の指導が行われています。また、野菜や花の栽培や収穫等を通して、職業人としての自覚と勤労意欲を高め、望ましい勤労観・職業観を身に付けるための指導も行われています。

教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行います。 希望する者には、高等学校卒業程度認定試験を受験する機会があります。

体育指導

自立した社会生活を営むための健全な心身を育てることを目的とした指導を行っています。

例えば、サッカーやバレーボール、剣道、なぎなた、水泳などを行っています。

特別活動指導

社会貢献活動や野外活動など、情操を豊かにし、自主性、自律性、協調性を育てるための指導を行います。社会貢献活動は、地域の公園や施設の掃除、老人ホームにおける介護体験など、社会の一員としての貢献活動を実施しています。また、地域の方々の協力を受け、四季折々の催しを行うなど、地域の方々とのふれあいを大切にし、在院者の情操を豊かにするための指導を行っています。

佐世保学園



障害児入所施設での交流・清掃

丸亀少女の家

近隣海岸のごみ拾い



点訳絵本の製作・寄贈



地元のお祭りの会場設営

出典:少年の立ち直り×地方創生のススメ

社会復帰支援

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい者に対し、 修学・就業の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援な どを行っています。

- ◎ 就労支援では、キャリアカウンセリング等を通じて、在院者の就労への意欲の喚起を行っています。また、ハローワーク等との連携などにより、出院後の就労先の確保に力を入れています。
- ◎ 障害等により、自立が困難な在院者も一定数おり、地域生活定着支援センター等と連携の上、 スムーズに福祉サービスの利用につなげるとともに、帰住先の確保を行っています。
- ◎ 出院後の進路・交友関係などについて悩みがある出院者やその保護者等からの相談に応じています。

在院者は、少年院での教育を通して、自らの問題を見つめ直し、 改善して社会に戻っていきます。社会に戻った少年たちが、再犯 しないためには、本人の努力のほかに、地域の皆様の援助が不可 欠です。

少年たちの立ち直りへの御理解と御協力をお願いします。



【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL:087-822-4460